

# 八丈町農業委員会

## 第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成29年10月24日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成29年10月25日(月) 9:00~9:50

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
—	—	—	〃	9	青木 保憲
委員	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：1名 2番 伊勢崎 武二

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	奥山 利平	—		
〃	2	大澤 正雄	委員	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
—	—	—			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：2名 4番 浅沼 孝教推進委員、5番 菊池 睦男推進委員

7. 会議録署名委員の指名：3番 浅沼 實委員、4番 浅沼 博之委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第7回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが3番、4番委員お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成29年10月24日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内

・面積703㎡・合計筆数1筆となり、合計面積は703㎡となります。

・譲渡人、●●●●は自身の健康状態が芳しくなく経営規模縮小したいため、農地を譲り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

・作付予定作物は、ジャガイモ、オクラの耕作を計画されておられます。

番号2・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外

・面積3,284㎡・合計筆数1筆となり、合計面積は3,284㎡となります。

・譲渡人、●●●●は自身が島外在住につき耕作できない状況であるため、農地を売り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物は、アシタバその他根菜類の耕作を計画されておられます。

番号3・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外

・面積22㎡・合計筆数1筆となり、合計面積は22㎡となります。

・譲渡人として、●●●●、譲受人の申し出があり、●●●●は申請地を譲り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用する。なお、譲請人は東側隣接農地を所有しており、その農地にてジャガイモの耕作を計画されておられます。将来的に

は本件対象地の西側の農地も一部取得したい意向もあって、今回はその前段として境界地となるこの筆を取得したく●●●●への申し出及び3条申請に至っております。

続きまして、それぞれの農地の説明に移って参ります

図面は島全体図、それぞれの農地の対象地広域図、対象地拡大図を資料として綴っております。番号1農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

#### 【番号1申請地説明】

続きまして番号2農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

#### 【番号2申請地説明】

続きまして番号3農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

#### 【番号3申請地説明】

主査 それでは、最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人●●●●さんについては、これまでは野菜作りの手伝いなどに従事され主体経営では、農業に携わってこなかったとのことですが、相続により農地を取得されたことを機に野菜類栽培を主軸に就農される意向を伺っております。全部利用効率要件・従事要件としての150日農業従事に関しましては、譲受人本人へ説明し、理解していただきました。下限面積は1aを超えているため、問題ありません。地域との調和につきましても、区域に同調した農業をやっていききたいということです。

番号2の譲受人●●●●さんについては、本件対象地の直近の活用は、消毒後の野菜耕作にて全部利用効率満たしていくとのことです。経営面積は本件にて取得予定地を加算いたしますと1aは超えておりますので、下限要件は満たされます。従事要件に関しましては、基準日150日以上である要件を満たして耕作されるように話はさせていただいております。なお、地域との調和につきましても、区域に同調した農業をやっていききたいということです。

番号3の譲受人●●●●さんに関しましては、図面では対象地東側に隣接しております農地の所有者になっております。旦那さんが退職を迎えられたことを機に、島へ根を下ろして老後の就農に勤められるとのお話を伺っております。

今回対象地に関しましては、その昔争点原因の詳細までは不明ではありますが、争いごとの仲介する意味で、●●●●が対象地に境界線となる土留めの構造物を設けたようです。譲受人の意向として、将来的に図面における本件対象地西側農地一部も取得して、どこかのタイ

ミングで合筆される計画をお持ちのようです。その購入予定地との交渉が進むまでは、先に述べました隣接所有地にてイモ類耕作する計画にて、防護土留めとして引き続き活用していく模様です。従事要件につきましては150日以上就農することの説明をする中で、お母さんの畑も手伝ってこられた経験も伺っておりますので、全部効率利用、常時従事、既に保有されている農地における下限面積、いずれも満たされるものではなかろうかと、見込ませていただいております。地域との調和につきましても、区域に同調した農業をやってきたいということです。

議長 説明が終わりました。番号1農地につきまして地区推進委員7番から意見を伺いたと思います。7番推進委員お願いします。

推進委員7番 許可することになにも問題無いことだと思われま。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたと思います。5番委員お願いします。

農業委員5番 許可することになにも問題無いと思われま。また譲受人の住まいが近いたため、活用の利便性から見ても、今後の耕作の良い条件として加味できるものかと思われま。申し添えておきま。

議長 わかりました。では番号2農地について地区推進委員よりご意見伺いた。推進委員7番お願いします。

推進委員7番 許可することになにも問題無いと思われま。

議長 はい。では農業委員からの意見を伺いたと思います。今度は6番委員お願いします。

農業委員6番 譲受人は若く、今後の八丈の農業担い手として活躍されることを期待されておりますので経営地を獲得することは大変喜ばしいことかと思われま。許可いただけるようよろしく願いたします。

議長 それでは番号3農地についてご意見うかがってまいりま。地区推進委員1番お願いします。

推進委員1番 譲請人は一生懸命お母さんと農業に励んでおられま。経営地拡大は喜ばしいことかと思われま。許可いただけるようよろしく願いた。

議長 では、農業委員からの意見を伺いたと思います。地区委員3番お願いします。

農業委員3番 譲渡人は亡くなったお父さんの畑を相続され、今後耕作していく話をうかがっておりま。

す。これまでお母さんのロベレニー出荷を手伝ってこられている姿を見てきて、農地を取り扱う方として問題ないと見込んでおりますので、本件も許可するに問題ないものと思っております。

議長 はい。では議案第1号の説明、ご意見出揃いましたが、他の委員よりなにかご意見等ありますか。

……ご意見なければ議案第1号を許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することに決しました。

議長 つづきまして、報告第3号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。